

(19) 日本国特許庁(JP)

## (12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第6546894号  
(P6546894)

(45) 発行日 令和1年7月17日(2019.7.17)

(24) 登録日 令和1年6月28日(2019.6.28)

(51) Int.CI.	F 1	
A 45 D 40/30	(2006.01)	A 45 D 40/30
B 41 K 1/02	(2006.01)	B 41 K 1/02
B 41 K 1/54	(2006.01)	B 41 K 1/54

C

C

請求項の数 26 外国語出願 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2016-217780 (P2016-217780)
(22) 出願日	平成28年11月8日 (2016.11.8)
(65) 公開番号	特開2017-213339 (P2017-213339A)
(43) 公開日	平成29年12月7日 (2017.12.7)
審査請求日	平成29年1月17日 (2017.1.17)
(31) 優先権主張番号	62/321,884
(32) 優先日	平成28年4月13日 (2016.4.13)
(33) 優先権主張国	米国(US)

前置審査

(73) 特許権者	516334721 キス ネイル プロダクツ, インコーポレーテッド K I S S N A I L P R O D U C T S, I N C. アメリカ合衆国 ニューヨーク州 110 50 ポート ウィントン シービュー ブルブド. 57 57 Seaview Blvd., Port Washington, NY 11050 U. S. A.
(74) 代理人	100097456 弁理士 石川 徹

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】化粧スタンプ及びその使用方法

## (57) 【特許請求の範囲】

## 【請求項 1】

化粧スタンプであって：

第一のスタンプ部材であって、

第一のスタンプ部材本体；

該第一のスタンプ部材本体から突出して、使用者の肌にスタンプするように構成されている第一のスタンプ；及び

該第一のスタンプ部材本体から突出して、使用者が使用者の肌に該第一のスタンプ部材を当てる間、使用者が手で握るように構成されている第一の持ち手；を含む、前記第一のスタンプ部材、及び

第二のスタンプ部材であって、

第二のスタンプ部材本体；

該第二のスタンプ部材本体から突出して、使用者の肌にスタンプするように構成されている第二のスタンプ；及び

前記第一の持ち手とは分離された第二の持ち手であって、前記第二のスタンプ部材本体から突出して、使用者が使用者の肌に前記第一のスタンプ部材とは別に前記第二のスタンプ部材を当てる間、使用者が手で握るように構成されている第二の持ち手；を含む、前記第二のスタンプ部材、

を含み、

前記第一のスタンプ部材及び前記第二のスタンプ部材が一緒に配置されているとき、前

記第一の持ち手と前記第二の持ち手とで取っ手を形成する、化粧スタンプ。

【請求項 2】

スタンプ入れを更に含み、前記第一のスタンプ部材及び前記第二のスタンプ部材が該スタンプ入れに一緒に配置されているとき、前記第一の持ち手と前記第二の持ち手とで前記取っ手を形成する、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 3】

前記第一の持ち手が前記第一のスタンプの形状と同様の右眉毛の形状を有し、前記第二の持ち手が前記第二のスタンプの形状と同様の左眉毛の形状を有している、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 4】

スタンプ入れ；及び

該スタンプ入れに蝶番で装着され、且つスタンプ物質を有する平板を保持するか又はスタンプ物質を収容するへこみを含む入れ物の蓋を更に含む、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 5】

楕円の形状、又は卵の形状のスタンプ入れを更に含む、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 6】

前記第一のスタンプ部材が、前記第一のスタンプ部材本体から第一の長手方向に延在する突出部、及び前記スタンプを収容する隙間を含むスタンプホルダーを更に含む、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 7】

前記突出部の全体が、前記第一のスタンプ部材本体の端で形成される境界線の中に位置しており、前記スタンプホルダーの全体が、該突出部の端で形成される別の境界線の中に位置している、請求項 6 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 8】

前記第一のスタンプが着脱可能であり、別のスタンプと取り換えられるように構成されている、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 9】

前記第一のスタンプが、発泡体、ゴム、プラスチック、又は高分子材料のいずれかである、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 10】

スタンプ入れ；

第一の持ち手を含み、且つ該スタンプ入れに収容される第一のスタンプ部材；

第二の持ち手を含み、且つ該スタンプ入れに収容される第二のスタンプ部材；及び

該スタンプ入れに設けられ又は収容されるスタンプ物質を含む、化粧スタンプであって

、前記第二の持ち手は前記第一の持ち手とは分離され、

前記第一の持ち手は、使用者が使用者の肌に前記第一のスタンプ部材を当てる間、前記第二の持ち手とは別々に使用者が手で握るように構成されており、

前記第二の持ち手は、使用者が使用者の肌に、前記第一のスタンプ部材とは別に前記第二のスタンプ部材を当てる間、使用者が手で握るように構成され、

前記第一のスタンプ部材及び前記第二のスタンプ部材が前記スタンプ入れに配置されているとき、前記第一の持ち手と前記第二の持ち手とで取っ手を形成する、前記化粧スタンプ。

【請求項 11】

前記スタンプ入れが蓋を含み、且つ前記スタンプ物質が該スタンプ入れの蓋に固定されている、請求項 10 に記載の化粧スタンプ。

【請求項 12】

前記第一のスタンプ部材がスタンプを含み、且つ前記第一の持ち手が前記スタンプの形

10

20

30

40

50

状と同様の形状を有する、請求項 10 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 13】**

前記スタンプ入れが橿円の形状、又は卵の形状を有する、請求項 10 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 14】**

前記第一のスタンプ部材が、該第一のスタンプ部材の本体から延在する突出部、及びスタンプを収容する隙間を含むスタンプホルダーを更に含む、請求項 10 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 15】**

前記突出部の全体が前記第一のスタンプ部材の端で形成される境界線の中に位置しており、前記スタンプホルダーの全体が該突出部の端で形成される別の境界線の中に位置している、請求項 14 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 16】**

化粧スタンプを使用する方法であつて、

スタンプ入れ、

第一の持ち手を含み、且つ前記スタンプ入れに収容される第一のスタンプ部材、

第二の持ち手を含み、且つ前記スタンプ入れに収容される、前記第一のスタンプ部材とは別の第二のスタンプ部材、及び

前記スタンプ入れに固定されたスタンプ物質を含む、前記化粧スタンプを準備する工程；

前記スタンプ入れから前記第一のスタンプ部材又は前記第二のスタンプ部材のうち少なくとも一つを取り外す工程；

前記第一のスタンプ部材又は前記第二のスタンプ部材のうち少なくとも一つを該スタンプ物質に押し当てる工程；並びに

前記第一のスタンプ部材又は前記第二のスタンプ部材のうち少なくとも一つをもう一方とは別々に使用者の肌に当てる工程を含み、

前記第一のスタンプ部材が、第一のスタンプホルダー及び着脱可能な第一のスタンプを含み、且つ前記第二のスタンプ部材が、第二のスタンプホルダー及び着脱可能な第二のスタンプを含み、

前記第一のスタンプを前記第一のスタンプホルダーから取り外す工程；

前記第二のスタンプを前記第二のスタンプホルダーから取り外す工程；

前記第一のスタンプの向きを反転して、前記第一のスタンプを該第二のスタンプホルダーに挿入する工程；及び

前記第二のスタンプの向きを反転して、前記第二のスタンプを該第一のスタンプホルダーに挿入する工程を更に含む、前記方法。

**【請求項 17】**

前記第一のスタンプ部材が着脱可能なスタンプを含み、該着脱可能なスタンプを別のスタンプに取り替える工程を更に含む、請求項 16 に記載の方法。

**【請求項 18】**

前記第一のスタンプ部材本体が、前記第一の持ち手から前記第一のスタンプに延在する方向に第一の幅及び第一の長さを有し、該第一の長さは該第一の幅よりも大きく、

前記第二のスタンプ部材本体が、前記第二の持ち手から前記第二のスタンプに延在する方向に第二の幅及び第二の長さを有し、該第二の長さは該第二の幅よりも大きく、

前記第一のスタンプ部材及び前記第二のスタンプ部材が前記スタンプ入れに配置されたときに、前記第一のスタンプ部材本体及び前記第二のスタンプ部材本体が、前記第一の長さ及び前記第二の長さに沿ってそれぞれ互いに向き合う、請求項 2 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 19】**

前記スタンプ入れが、該スタンプ入れの中央長手方向軸にわたって延在し且つ前記スタンプ入れを左と右のスタンプ受入口でふたつの区画に分ける中間壁を含む、請求項 2 に記

10

20

30

40

50

載の化粧スタンプ。

**【請求項 2 0】**

前記スタンプ入れが、前記第一のスタンプ部材と適切に嵌合する上部溝を含む、請求項 19 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 2 1】**

前記第一のスタンプ部材が、前記スタンプ入れの前記上部溝及び前記中間壁と適切に嵌合する突出部を含む、請求項 2 0 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 2 2】**

前記平板が、金属の平板またはプラスチック製の平板である、請求項 4 に記載の化粧スタンプ。

10

**【請求項 2 3】**

前記スタンプ入れが、前記スタンプ物質を保持する表面にわたって位置する平面を含み、該平面は恒久的に装着されるか又は着脱可能な反射部材を含む、請求項 4 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 2 4】**

前記反射部材が鏡である、請求項 2 3 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 2 5】**

前記第一のスタンプ部材本体が、別の蓋として作用し、且つ前記スタンプ入れの他方の側面を覆う、請求項 4 に記載の化粧スタンプ。

**【請求項 2 6】**

前記第一のスタンプ以外の前記第一のスタンプ部材が、全体を透明なプラスチック材料で形成される、請求項 1 に記載の化粧スタンプ。

20

**【発明の詳細な説明】**

**【技術分野】**

**【0 0 0 1】**

(関連出願の相互参照)

本件出願は、米国特許仮出願番号第62/321,884号(2016年4月13日出願)の優先権を主張し、その内容は全体があらゆる目的で本明細書に参考として組み込まれる。

**【0 0 0 2】**

(連邦政府資金による研究開発の記載)

30

適用なし。

**【0 0 0 3】**

(コンパクトディスク添付参照)

適用なし。

**【背景技術】**

**【0 0 0 4】**

(1. 発明の分野)

本明細書は、ひとつ以上のスタンプ部材、該ひとつ以上のスタンプ部材を収納するスタンプ入れ、及びスタンプ物質を含む化粧スタンプに関する。更に、化粧スタンプの使用方法について記載する。例えば、化粧スタンプは、ふたつのスタンプ部材及びひとつのスタンプ物質を使用して左右の化粧眉毛を当てるのに使用される眉毛スタンプである。

40

**【0 0 0 5】**

(2. 先行技術)

化粧スタンプは一般に消費者によって様々な用途に使用される。例えば、化粧眉毛、化粧口紅、又は化粧髪などをスタンプするために使用される。化粧スタンプを使用する場合、使用者は一般に特定のデザインを有するスタンプ、該スタンプにインクを塗布するためのスタンプ塗布用ペン、及び該スタンプを保持する容器を購入する。これらの器具は別々に販売されており、別々の容器で提供されている。該スタンプを使用するために、使用者は一般に、スタンプ塗布用ペンを使用して化粧スタンプの表面にインクを塗布するという込み入った工程を行う。

50

**【0006】**

化粧スタンプを使用して肌に着けた後、化粧スタンプは通常込み入った工程を用いて洗浄される。眉毛のデザイン部分をその土台から取り外して、石鹼及び水で洗浄してもよい。眉毛スタンプを洗浄するために通常眉毛ブラシが提供される。次いで該眉毛スタンプをその土台に再度装着しなくてはならない。更に、スタンプ塗布用ペンも手入れを必要とする。ペンは、その先端が保湿され乾燥を防ぐために、カップ又はフォルダー内で先端を下にして保管されることが望ましい。更に、ペンの先端が乾燥した場合は、ペンの先端が再水和するまでペンの先端を下にして保管しなくてはならない。

**【発明の概要】****【0007】****(図面の各図の説明)**

10

上記概要は、以下の詳細な説明と同様に、添付の図面と共に一読すれば、より理解される。説明のために、本願発明の特定実施態様は図面に例示されている。しかしながら、本願発明は例示されている詳細な配置及び手段に限らないことを理解すべきである。添付の図面は本明細書に組み込まれて一部を構成して、本願発明にかかるシステム及び器具の実施を例示しており、本明細書の記載と共に、本願発明にかかる利点及び原則を説明するためのものである。

**【図面の簡単な説明】****【0008】**

【図1】図1は、ひとつ以上のスタンプ部材を含む化粧スタンプの実施例の斜視図を示す。

20

**【0009】**

【図2】図2は、ひとつ以上のスタンプ部材を含む化粧スタンプの実施例の別の斜視図を示す。

**【0010】**

【図3】図3は、スタンプを有しないスタンプ部材の実施例の底面図を示す。

**【0011】**

【図4】図4は、スタンプを有しないスタンプ部材の実施例の斜視図を示す。

**【0012】**

【図5】図5は、スタンプを有しないスタンプ部材の実施例の側面図を示す。

30

**【0013】**

【図6】図6は、化粧スタンプのスタンプ入れの実施例の下方斜視図を示す。

**【0014】**

【図7】図7は、化粧スタンプのスタンプ入れの実施例の上方斜視図を示す。

**【0015】**

【図8】図8は、スタンプを有する化粧スタンプのスタンプ部材の実施例の斜視図を示す。

。

**【0016】**

【図9】図9は、スタンプを有する化粧スタンプのスタンプ部材の実施例の底面図を示す。

40

。

**【0017】**

【図10】図10は、閉鎖配置における化粧スタンプの実施例の斜視図を示す。

**【0018】**

【図11】図11は、閉鎖配置における化粧スタンプの実施例の斜視図を示す。

**【0019】**

【図12】図12は、閉鎖配置における化粧スタンプの実施例の斜視図を示す。

**【発明を実施するための形態】****【0020】**

(発明の詳細な説明)

本願発明の少なくとも一つの実施例を詳細に説明する前に、本願発明がその適用におい

50

て以下の明細書に記載されるか又は図面に示される構成の詳細及び構成要素の配置に限定されないことを理解すべきである。本図面及び本明細書の記載には、いかなる当業者も発明の保護が求められる本願発明を作成及び使用できるよう教示されている。本願発明は、他の実施態様が可能であり、且つ様々な方法で実施又は実行されることが可能である。当業者は、明確化及び理解のために商業的実施態様のすべての特徴が示されているわけではないことを理解する。更に、当業者は、本願発明の態様を組み込んだ実際の商業的実施態様の発展には、数多くの実施が必要とされること、すなわち商業的実施態様のために開発者が究極の目標を達成するという具体的な決断が必要とされることを理解する。このような努力は複合的なものであり、且つ時間を消費するものであるが、それにも関らず、このような努力は本願発明の開示の利益を享受する当業者が日常的に行うことである。

10

#### 【0021】

更に、本明細書で使用される表現及び用語は説明を目的とするものであり、限定されるものではないことを理解すべきである。例えば、単称名辞、例えば「ひとつの(a)」は、品目の数を限定するために使用されているのではない。更に、関連用語、例えばこれらの用語に限られるわけではないが、「上(top)」、「底(bottom)」、「左(left)」、「右(right)」、「上部の(upper)」、「下部の(lower)」、「下(down)」、「上(up)」、「横(side)」などは、本明細書において、図面との特定の関係における明確化のために使用されており、本願発明又は添付の特許請求の範囲を限定することを意図しない。更に、本願発明のいかなる特徴も単独で使用されてよく、又は他の特徴と組み合わせて使用されてもよいことを理解すべきである。本願発明の他のシステム、方法、特徴及び利点は、本願の図面及び詳細な説明を精査すれば当業者には明らかであり、若しくは明らかになる。すべての当該付加されたシステム、方法、特徴、及び利点は、本明細書に含まれているものであり、本願発明の範囲内であり、且つ添付の特許請求の範囲によって保護されるものであることが意図されている。

20

#### 【0022】

図1は、ひとつ以上のスタンプ部材120を含む化粧スタンプ100の実施例の斜視図を示す。図1を参照すると、化粧スタンプ100は、ひとつ以上のスタンプ部材120を収納するスタンプ入れ110を含む。

#### 【0023】

本実施例において、化粧スタンプ100は、化粧眉毛を使用者の顔に当てるための眉毛スタンプである。また、本実施例においては、ふたつのスタンプ部材120が使用され、一方のスタンプ部材120は右の眉毛のための形状を有し、第二のスタンプ部材120は左の眉毛のための異なる形状を有する。しかしながら、当業者は本発明がこれらに限定されないことを理解すべきである。例えば、化粧スタンプ100は、ひとつのスタンプ部材120のみを含んでもよく、又は3以上のスタンプ部材120を含んでもよい。更に、化粧スタンプ100は、化粧スタンプの異なる用途、例えば使用者の肌に対して髪又は他の顔の造作をスタンプするなどの用途に使用してもよい。更に、スタンプ部材120は、左又は右の眉毛若しくは異なる髪の形状の異なるスタンプの形状を有してもよいが、スタンプ部材120はすべて同じスタンプの形状を有してもよいことを理解すべきである。

30

#### 【0024】

更に、図1に示される実施例を参照すると、スタンプ入れ110は、入れ物本体112、スタンプ部材120を収容するスタンプ受入口114、及びスタンプ入れ110を覆うための入れ物蓋116を含む。図2を参照して更に詳細に記載するが、スタンプ入れ110はスタンプ物質118も収納し、且つスタンプ物質118は入れ物蓋116の裏面に位置してもよい。更に、スタンプ入れ110は、スタンプ部材120と適切に嵌合し、且つスタンプ部材120をスタンプ入れ110に固定する上部溝115を含む。本実施例において、中間壁119は、スタンプ入れ110の中心の長手方向軸にわたって延在し、且つスタンプ入れ110を左と右のスタンプ受入口114でふたつの区画に分けている。

40

#### 【0025】

また、化粧スタンプ100はスタンプ部材120を含む。ひとつ以上のスタンプ部材120のそ

50

それぞれは、スタンプ部材120を保持する持ち手122、別の蓋として作用し、且つスタンプ入れ110の他方の側面を覆うスタンプ部材本体124、スタンプ入れ110の上部溝115及び中間壁119と適切に嵌合する突出部126（図1には示されていないが、以下詳細に記載される）、隙間129（図1には示されていないが、以下詳細に記載される）を有するスタンプホルダー128、及びスタンプホルダー128の隙間129に位置するスタンプ130を含む。

#### 【0026】

図2は、ひとつ以上のスタンプ部材120を含む化粧スタンプ100の実施例の別の斜視図を示す。図1に関連して上で述べたように、化粧スタンプ100は、入れ物本体112及び入れ物蓋116を有するスタンプ入れ110を含む。

#### 【0027】

入れ物蓋116は、その裏面にスタンプ物質118を保持してもよい。例えば、入れ物蓋116の裏面は、スタンプ物質118を有する平板（示されていない）を保持するためのくぼみを含んでもよく、又はスタンプ物質118を入れ物蓋116のくぼみに直に直接取り付けてもよい。該平板は、望ましくは、入れ物蓋116のくぼみに、例えば、糊又は他の接着剤を用いて恒久的に装着される金属の平板であるが、着脱可能な平板でもよく、プラスチックなどの他の材料で作成されてもよい。スタンプ物質が蓋116の裏面と実質的に平面である表面を形成するように、スタンプ物質は蓋116の表面まで平板全体を満たしてもよい。好ましい実施例において、該スタンプ物質は、使用者がスタンプ130の面をスタンプ物質118に当てるまで該平板から外れない固体面を形成する圧縮材料である。

#### 【0028】

更に、図2は異なる斜視図でスタンプ部材120を示す。各スタンプ部材120は、持ち手122、スタンプ部材本体124、突出部126、スタンプホルダー128、及びスタンプ130を含む。突出部126は、スタンプ部材本体124内の下方部から延在してもよく、スタンプホルダー128とスタンプ130の周りに境界線を形成してもよい。

#### 【0029】

図3～5はそれぞれ、スタンプ130を有しないスタンプ部材120の実施例の底面図、斜視図、及び側面図を示す。

#### 【0030】

図3及び図4を参照すると、突出部126はスタンプ部材本体124の端で形成された境界線の中に完全に納められており、スタンプホルダー128は突出部126によって形成される境界線の中に完全に納められている。スタンプ部材本体124と突出部126との両方は、突出部126の方が小さいが、同一の半円形又は半楕円形であってもよいので、ふたつのスタンプ部材120が一緒にになって円形又は楕円形を形成している。該ふたつのスタンプ部材120の円形又は楕円形は、以下により詳細に記載するように、入れ物本体112の形状及び化粧スタンプ100の全体の形状と対応している。

#### 【0031】

図5を参照すると、スタンプ部材120の側面図が示されている。本実施例において、スタンプ部材本体124は、持ち手122、突出部126、及びスタンプホルダー128よりもスタンプ部材120の中心軸yから更に外側へ且つ内側へ延在している。突出部126は、スタンプホルダー128よりも中心軸yから更に外側へ且つ内側へ延在している。更に、本実施例において、スタンプホルダー128は、持ち手122よりも中心軸yから更に外側へ延在してもよい。

#### 【0032】

持ち手122は、使用者がスタンプ部材120を手で握ることができる多くの異なる形状及び大きさを有してもよい。一実施例において、持ち手122は、スタンプホルダー128又はスタンプ130と実施的に同様の又は同一の形状及び/又は大きさを有してもよいが、中心軸yに沿ってより長い高さの伸長部分を有してもよい。更に、持ち手122は、同じ形状であってもよいが、より小さい形状を有してもよい。スタンプホルダー128又はスタンプ130と同じ又は同様の形状及び/又は大きさを有することによって、使用者は持ち手122を確かめるだけでスタンプの形状及び/又は大きさを判断することができる。例えば、化粧スタンプ100が小売店の棚に置かれているとき、使用者は持ち手120を見るだけで化粧スタンプ100を開

10

20

30

40

50

封することやスタンプ入れ110を開けることなく、スタンプ130の形状及び/又は大きさを判断することができる。更に、より好ましい実施例において、使用者がスタンプ部材本体124の中を見て、スタンプ入れ110を開けることなくスタンプ130を見ることができるよう に、スタンプ130を除くスタンプ部材120は、全体を透明なプラスチック材料で作成する。

### 【 0 0 3 3 】

図6は、化粧スタンプ100のスタンプ入れ110の実施例の下方斜視図を示す。化粧スタンプ100は、入れ物本体112及びスタンプ物質118を保持する入れ物蓋116を有するスタンプ入れ110を含む。更に、スタンプ入れ110は、入れ物蓋116を入れ物本体112に装着する蝶番131、及び閉鎖配置で入れ物蓋116を入れ物本体112に固定するための固定部材113、117を含む。

10

### 【 0 0 3 4 】

更に、図6に示されるように、スタンプ入れ110は、スタンプ物質118を保持する表面にわたって位置している平面111を含む。本実施例において、図に示されるように、平面111は、入れ物本体112の底に位置し、且つ入れ物蓋116の上面にわたって位置する。しかしながら、平面111が入れ物蓋116の上面に且つスタンプ物質118が入れ物本体112の底面に位置することもできるように、スタンプ物質118は平面111と位置の入れ替えが可能であることを理解すべきである。一実施例において、平面111は、恒久的に装着されるか又は着脱可能な鏡又は反射部材（示されていない）を含むこともできる。更に、該鏡又は反射部材を、清潔に保ち且つスタンプ物質118から離れた位置に保つために、該平面と同じ形状を有する分離ティッシュペーパーなどの紙を該ふたつの表面の間に配置してもよい。

20

### 【 0 0 3 5 】

図7は、化粧スタンプ100のスタンプ入れ110の実施例の上方斜視図を示す。好ましい実施例において、各スタンプ130は、眉毛の形状と同様の三日月のような形状を有しているので、化粧スタンプ100の橜円の形状、卵の形状は、各スタンプ130を収納するための最小の形状を提供する。より好ましい実施例において、入れ物本体112は、中間壁119と並行している中心の長手方向軸zに沿って更に延在している。したがって、該ふたつの三日月のような形状のスタンプ130は、スタンプ受入口114の中でくぼみ側に向き合わせて配置されたときに、橜円の形状、卵の形状を有する入れ物本体112において最も隙間なく適合する。

### 【 0 0 3 6 】

30

更に図7を参照すると、入れ物本体112は、スタンプ部材120の突出部126の外面に形成されたひとつ以上の隆起部（示されていない）を収容するために上部溝115に沿って延在する刻み目133を含む。該ひとつ以上の隆起部と刻み目133との相互作用によって、スタンプ部材120と入れ物本体112との装着が更に固定される。すなわち、該ひとつ以上の隆起部が刻み目133と適切に嵌合して、スタンプ部材120を入れ物本体112に更に固定することができる。更に、境界線132が蓋116の外面上に形成され、蓋116を内側の円形表面と外側の円形表面とに分けている。一実施例において、化粧スタンプ100のラベルは該内側の円形表面に貼ってもよく、該内側の円形表面は外側の円形表面に対して凹みを有してもよい。

### 【 0 0 3 7 】

図8は、スタンプ130を有する化粧スタンプ100のスタンプ部材120の実施例の斜視図を示す。図9は、スタンプ130を有する化粧スタンプ100のスタンプ部材120の実施例の底面図を示す。

40

### 【 0 0 3 8 】

図8及び図9を参照すると、スタンプ130は、スタンプ部材120のスタンプホルダー128の中に着脱可能に挿入される。スタンプ130は、スタンプホルダー128と実質的に同様の形状及び大きさを有しているので、スタンプホルダー128に挿入されることを受けて、スタンプ130は、スタンプ130とスタンプホルダー128との間の摩擦力によってスタンプ部材120に確実に装着される。ふたつのスタンプ部材120はそれぞれが左右の眉毛の各スタンプの形状を有してもよく、スタンプ130は、片方の側が右の眉毛用であり他方の側が左の眉毛用である反転可能で左右対称である形状を両側に有しているので、ひとつのスタンプ部材12

50

0の眉毛スタンプ130は、他方のスタンプ部材120と共に使用することできる。すなわち、各スタンプ130は、使用者の便宜のためにスタンプ部材120間で入れ替えをすることができる反転可能なスタンプである。更に、スタンプ130は着脱可能であり、要するに、スタンプ130は異なるスタンプ130と取り換えてよい。

#### 【0039】

より好ましい実施例において、スタンプ130は、発泡材料から作成され、平面であり且つ滑らかなスタンプ表面を有する。別の実施例において、スタンプ130は、他の材料、例えば、ゴム、プラスチック、又は高分子材料から作成されてもよい。更にスタンプ130は、様々な眉毛の質感などの質感のあるスタンプ表面を有してもよい。更なる別の実施例において、スタンプ130は、片側がスタンプホルダー128と適切に嵌合するようなスタンプホルダー128と実質的に同様の形状及び大きさを有しており、他方側が異なる形状及び大きさを有している、異なるスタンプ表面を両側に有してもよい。スタンプホルダー128と実質的に同様の形状及び大きさを有する側は、該スタンプ表面が使用されているときにはスタンプホルダー128と嵌合するように、異なる形状及び大きさを有している側よりも厚いものであってよい。

10

#### 【0040】

図10、11、12は、閉鎖配置における化粧スタンプ100、400、500の実施例の斜視図を示す。図10を参照すると、化粧スタンプ100は、取っ手のような形状と共に形成する持ち手122を有するスタンプ部材120を有してもよい。図11及び12を参照すると、化粧スタンプ400、500は、スタンプ部材420、520のスタンプと同じ形及び大きさを有する持ち手422、522を有するスタンプ部材420、520を有してもよい。化粧スタンプ400は、通常の眉毛の形状を当てるのに使用してもよく、一方化粧スタンプ500は、纖細な眉毛の形状を当てるのに使用してもよい。上記の通り、一実施例において、化粧スタンプ100、400、500が閉鎖配置にあるとき、使用者がスタンプ部材120、420、520に保持されているスタンプを見ることができるよう、スタンプ部材120、420、520は、全体が透明な材料で作成されてもよい。

20

#### 【0041】

一実施例において、化粧スタンプ100は、スタンプ入れ110及びひとつ以上のスタンプ部材120を含むように提供されてもよい。使用者はスタンプ部材120をスタンプ入れ110から取り出し、蓋116を開けて、スタンプ部材120のスタンプ130の表面をスタンプ物質118に押し付け、且つ使用者の肌にスタンプ130を當てることによって、スタンプを當ててもよい。例えば、使用者は、スタンプ130を使用者の肌に當てている間、鏡、例えば、平面111上の鏡を使用してもよい。使用者は、第二のスタンプ部材120を使用して第二のスタンプの形状を使用者の肌に當てるために前記工程を繰り返してもよい。例えば、第一のスタンプの形状は、右の眉毛の形状であってもよく、第二のスタンプの形状は、左の眉毛の形状であってもよい。スタンプ130が摩耗したら、使用者は、該スタンプを、別途購入するか又は複数の別の取り換え可能なスタンプ130を含むパッケージの中の、他のスタンプと取り替えてよい。別の実施例において、ふたつのスタンプ部材120のふたつのスタンプ130が摩耗したら、使用者は、使用済みの面をスタンプホルダー128に対して内側に向けるために該ふたつのスタンプ130の向きを反転してもよく、スタンプ130を他方のスタンプ部材120とともに使用するためにスタンプ部130を入れ替えてよい。

30

#### 【0042】

一態様において、化粧スタンプ100の利点には、ひとつ以上のスタンプ及びスタンプ物質を含むオールインワンのキットを提供することが含まれることを理解すべきである。他の利点には、容易に使用され、即座に且つ迷うことなく化粧スタンプを當てるように構成されている製品を提供することが含まれる。更に、化粧スタンプ100は、清潔に保つことが容易であり、且つ取り替えが可能なスタンプ130を有する。更に、化粧スタンプ100は、持ち運びが容易であり、使用者が片手を使って握ってもよく、携帯に便利である。化粧スタンプ100の利点が本明細書に記載されたものに限定されることなく、本願発明の利点の実施例に過ぎないことが当業者に理解されるべきである。

40

50

## 【0043】

上記の実施態様をその広い発明的概念から逸脱することなく変更し得ることが当業者に理解される。したがって、本明細書に開示された発明は、特定の実施態様に限定されるものではないことが理解されるが、添付の特許発明の範囲により定義される本願発明の要旨及び範囲内で変更が含まれることが意図されている。

【図1】

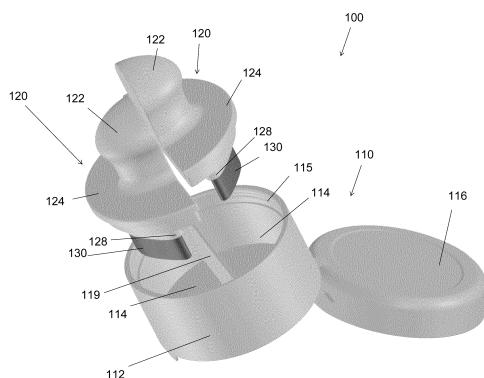


図 1

【図2】

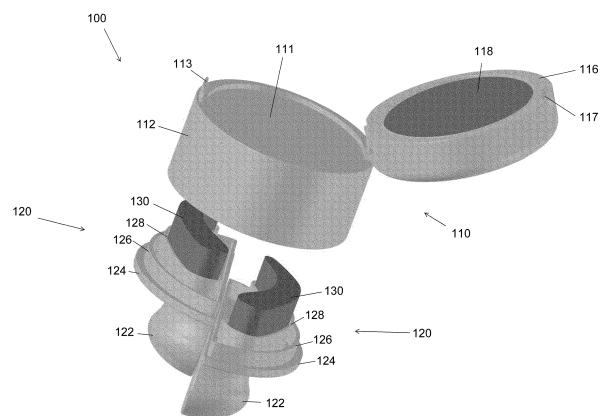


図 2

【図3】

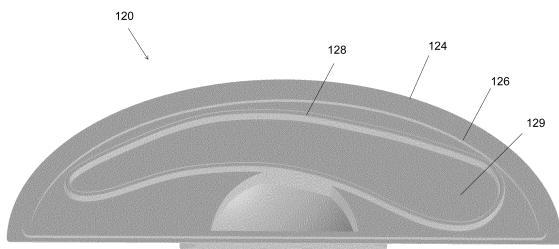


図 3

【図4】

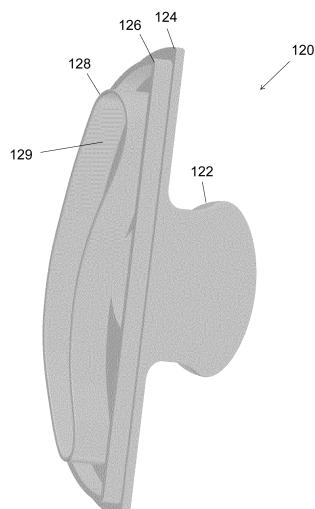


図4

【図5】

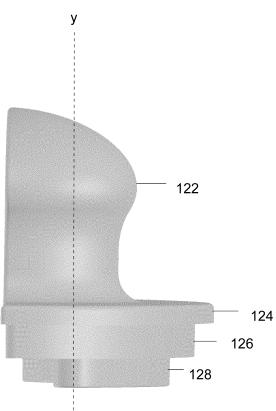


図5

【図6】

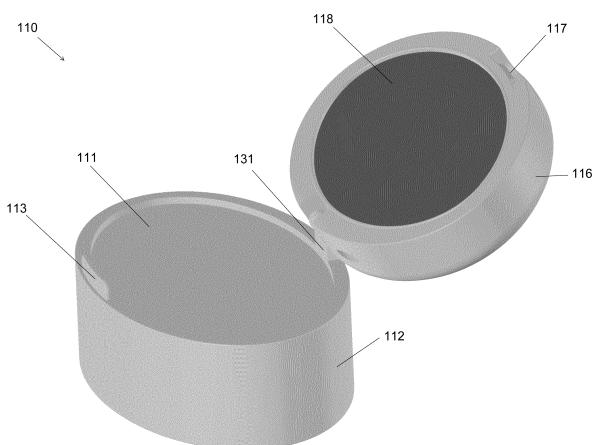


図6

【図7】

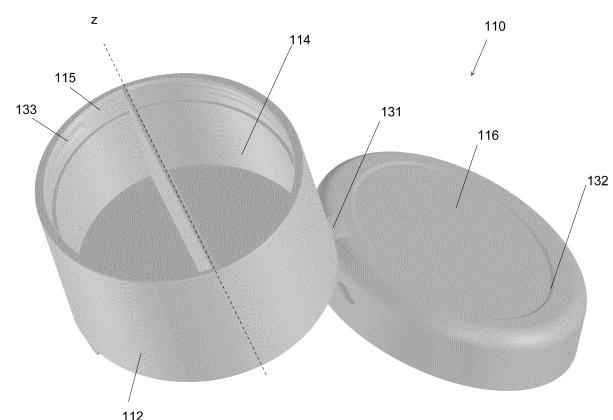


図7

【図 8】

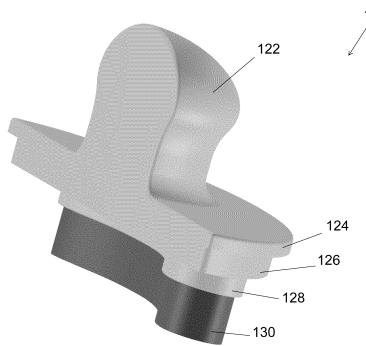


図 8

【図 10】

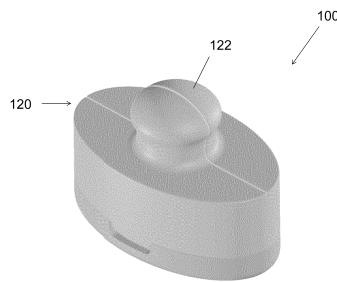


図 10

【図 9】

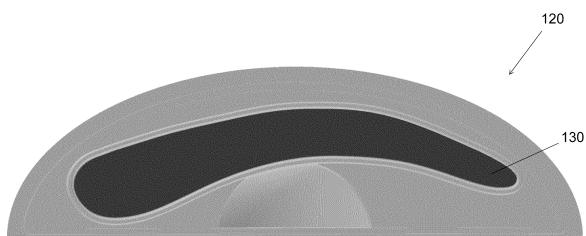


図 9

【図 11】

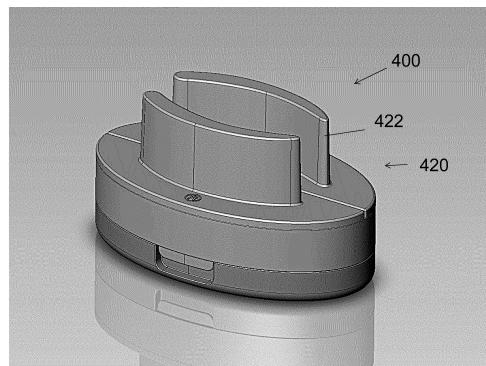


図 11

【図 12】

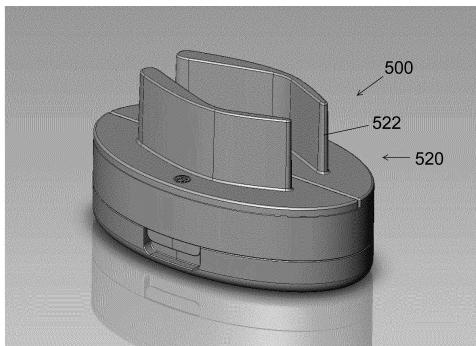


図 12

---

フロントページの続き

(72)発明者 ヨウルマエ レエ

アメリカ合衆国 ニューヨーク州 11050 ポート ウシントン シービュー ブルブド . 5  
7

審査官 片岡 弘之

(56)参考文献 実開昭53-064661(JP, U)

特開平10-094426(JP, A)

特表2002-512105(JP, A)

特開2012-010754(JP, A)

特開2017-064346(JP, A)

実開昭61-045022(JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl., DB名)

A 45 D 40 / 30

B 41 K 1 / 02

B 41 K 1 / 54